

## ジェネリック医薬品の利用にご協力を

☎市民課 ☎(50) 1228

ジェネリック医薬品は、医療の質を落とさずに個人の負担を軽くでき、家計をサポートします。複数の医薬品の服用や長期服用が必要な場合などは効果的です。

国保被保険者のうち、ジェネリック医薬品に変更した場合の差額について、主に軽減額の大きい人にお知らせします。ジェネリック医薬品への変更を希望する場合は、医師や薬剤師に相談しましょう。「ジェネリック医薬品希望シール」を保険証や診察券に貼り付けることで希望を伝えることもできます。シールを希望する人は、市民課4番窓口または各支所に問い合わせください。

### ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは

新薬（先発医薬品）の特許期間が過ぎてからつくられた、新薬と同じ有効成分・効果をもつ医療用医薬品。一般的に開発費用が少ない分、安価です。



## 開設 健康セルフチェックコーナー

☎高齢者福祉課 ☎(50) 1208

高齢者福祉課のカウンターに脳年齢・血管年齢チェック計と骨密度測定器を設置した「健康セルフチェックコーナー」を開設しています。手軽に測定できますのでお立ち寄りください。

なお、この機器は大崎和三郎さん（佐原イ）から高齢者福祉のためにいただいた寄付により購入しました。

脳年齢やストレス度はタッチパネルでチェック



## 日本脳炎ワクチンの接種

☎健康づくり課 ☎(50) 1235

ワクチンの初回接種は3歳から4歳で実施していますが、東南アジア・東アジアに渡航・滞在する乳幼児、ブタの飼育などの感染リスクの高い地域に住んでいる乳幼児は、生後6カ月から接種医療機関と相談の上、接種できます。3歳未満の接種量は通常（0.5ml）の半量（0.25ml）となります。

また、今年度9歳になる人に、第2期の接種勧奨通知をします。なお、平成19年4月1日以前に生まれた人で第2期まで接種できなかった人は20歳になるまで、不足分の回数を確認後、個別予防接種医療機関に予約し無料接種できます。

■持ち物 母子健康手帳、予診票

※予診票が手元にない場合は健康づくり課へ問い合わせください

## 防災行政用無線

戸別受信機の貸し出し

☎総務課 ☎(50) 1201

防災行政用無線は、防災などの緊急情報を伝達するために設置しています。

地域によっては屋外放送塔による放送が聞き取りにくい場合があるため、希望者に戸別受信機の貸し出しを行っています。

### 新規貸与

#### ■自己負担金

◇市内居住世帯（住民登録者）  
1万2000円

※一世帯1台まで

◇市内に事業所を有する法人や個人 2万4000円

◇防災関係機関など 無料

#### ■申込方法

総務課または各支所へ申請してください（郵送可）。申請書は総務課、各支所、市ホームページで入手できます。

#### ■貸与の決定

申請書の内容を審査後、受け付けの翌月末日までに貸与決定（却下）通知書を郵送します。

#### ■貸与時期および貸与方法

詳細は貸与決定通知書送付時にご案内します。

### 放送内容の確認方法

放送内容は、次の3種類の方法で確認できます。

#### ■フリーダイヤル

直前24時間以内の放送内容を確認できます。

☎0120（971）088

#### ■携帯電話メール

下記URLで登録したメールアドレスに配信します。

#### ■市ホームページ

直前60日分の放送内容を、トップページの「防災・緊急情報配信」内「防災行政用無線情報の配信内容」ページで確認できます。

## 情報公開制度と個人情報の開示

☎総務課 ☎(50) 1201

### 情報公開の実施状況

情報公開制度は、市民の皆さんに行政文書を開示請求する権利を保障し、請求に応じて情報や文書などを公開する制度です。

市では、今後も情報公開制度に加えて、広報活動および情報や資料の提供を積極的に行い、皆さんの市政への理解と参加をより一層推進し、公正で開かれた市政を目指していきます。

実施機関は、一般的な市の機関（市長）、水道事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会および議会です。

#### ■情報公開などの状況（平成27年度）

実施機関	請求	開示	部分開示	不開示	文書不存在	却下	取下げ	不服申立
市長	17	10	3	-	4	-	-	-
水道事業管理者	2	2	-	-	-	-	-	-
教育委員会	8	8	-	-	-	-	-	-
合計	27	20	3	-	4	-	-	-

※上記以外の実施機関は請求がありませんでした

### 個人情報の運用状況

個人情報保護制度は、市民の皆さんの権利と利益を保護する制度です。市が個人情報を正しく安全に取り扱うためのルールを定めるとともに、市が保有する本人の情報（文書など）に限って、見たり、誤りを正したりする権利などを保障しています。

#### ■個人情報の閲覧などの状況（平成27年度）

実施機関	請求	開示	部分開示	不開示	文書不存在	訂正など
市長	28	25	1	-	2	-
合計	28	25	1	-	2	-

※上記以外の実施機関は請求がありませんでした

## 香取市緊急情報メールを改修 防災情報などを即時にお伝えします

気象情報（警報など）、地震情報などの緊急情報を携帯電話へ即時に自動メール配信することができるようになりました。

※予告なく配信する情報を変更することや、災害などで配信できない場合があります

■登録方法 右のURLから登録

